岩手医科大学研究成果有体物取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人岩手医科大学(以下「大学」という。)に所属する教職員等がなした研究成果有体物等(以下「マテリアル等」という。)の取扱いについて規定し、もって大学における研究・教育活動を促進し、これを社会に還元することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規程において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1)「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (イ)大学の役員および専任教員ならびに職員
 - (ロ)大学において教育・研究等を行うことを目的に所定の手続きを経て受入を許可 された者で、岩手医科大学職務発明規程の適用を受けることに同意した者
 - (2)「マテリアル等」とは、教職員等が研究(臨床等を含む。)によって又は研究を行う過程で得た以下の有体物をいう。

試薬、試料、実験動物、作物、微生物、遺伝子、細胞、化学物質、抽出物、蛋白質等の生体成分等、試作品、実験装置および関連する情報を記録した文書その他の媒体等であって、有体物をいう。

なお、コンピュータプログラムおよびデータベースの取扱いは、別に定める岩手 医科大学著作権取扱規程による。

- (3)「作製」とは、マテリアル等の創作又は抽出をいう。
- (4)「作製者」とは、教職員等としてマテリアル等の作製を行った者をいう。
- (5)「提供」とは、マテリアル等を有償又は無償で外部機関等において使用させること をいう。ただし、分析依頼の場合および特許出願のための生物寄託を除く。

(マテリアル等の届出および認定)

- **第3条** マテリアル等は、特段の登録等を必要としない。ただし、当該各号のいずれかに 該当する場合は、別に定めるマテリアル等作製開示書により、速やかに知的財産本部長 (以下「本部長」という。)に届け出なければならない。
 - (1)有償又は無償を問わず教職員等及び学生以外に提供する場合。
 - (2)技術的観点からの付加価値が顕在化した場合。
 - (3)本部長より提出を求められた場合。
 - (4)その他必要と認める場合。
- 2 本部長は、前項の届出を受理した場合は、その届出に係るマテリアル等がマテリアル 等提供契約の対象になりうるか否かの認定を行わなければならない。
- 3 本部長は、前項においてマテリアル等提供契約の対象になりうると認定したときは、 その旨速やかに届出を行った教職員等に通知するとともに、必要に応じて、当該教職員

等からマテリアル等の取扱い等に関する承諾書等の提出を求めなければならない。

4 本部長は、第2項においてマテリアル等提供契約の対象になりうるものでないと認定した場合には、その旨速やかに届出を行った教職員等に通知しなければならない。

(マテリアル等の帰属)

- **第4条** 教職員等によって大学において職務上得られたマテリアル等の所有権は、特段の 定めのない限り、大学に帰属する。
- 2 大学以外の外部の機関等(以下「外部機関」という。)から研究者又は研究費等を受け 入れて、大学において当該外部機関と共通の課題について行った共同研究成果に含まれ るマテリアル等の所有権は、原則として大学に帰属する。ただし、外部機関との協議に より所有権を決定することができるものとする。

(秘密の保持等)

- **第5条** 教職員等は、マテリアル等について、既に公表されたもの、公表することが認められたものおよび秘密を保持する契約等の締結の下に開示することが認められたものを除き、他にこれを開示又は提供してはならない。
- 2 教職員等は、特別な取決めがない限り、職務上知り得た又は取得した外部機関のマテリアル等を如何なる者に対しても開示又は提供してはならない。

(持ち出し禁止)

- **第6条** 教職員等は、その身分を失った以降においても、教職員等であった期間中に得たマテリアル等を持ち出してはならない。ただし、大学の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 教職員等は、その身分を失った以降においても、マテリアル等を他に開示してはならない。ただし、大学の承認を得た場合はこの限りではない。

(外部機関におけるマテリアル等の取扱い)

- **第7条** 教職員等は、外部機関のマテリアル等について知り又は取得する機会を得た場合には、その外部機関の定めるところにより、そのマテリアル等の取扱いに関して適切に対応しなければならない。ただし、その対応が大学の規程等に抵触する恐れがある場合には、その対応について予め大学の判断を求めなければならない。
- 2 教職員等は、外部機関において自らが主体となって行った研究等により得たマテリアル等については、その外部機関の規程等により許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなくてはならない。

(マテリアル等の管理)

第8条 教職員等は、マテリアル等を容易に他人に知られ又は持ち出されないように適切かつ厳重に管理しなければならない。

- 2 各講座および研究室の長は、管理統括する講座および研究室のマテリアル等の管理および保存に対して責任を負うものとする。
- 3 各講座および研究室の長は、特定の教職員等により大学のマテリアル等が察知され又は取得されることが法令等に抵触する恐れがあると判断した場合には、適切な方法により、その教職員等に対して問題となるマテリアル等の取扱い等について制限を加えなければならない。

(マテリアル等の開示)

第9条 教職員等は、マテリアル等を開示しようとする場合には、利害関係者の合意を得た上で、別に定めるところにより、開示について大学の承認を得なければならない。

(マテリアル等の提供)

- **第10条** 教職員等は、マテリアル等を他に提供しようとする場合には、当該各号の事項を行わなければならない。ただし、そのマテリアル等の提供により問題が生じないことが明らかな場合には、この限りではない。
 - (1) そのマテリアル等の提供について、利害関係者の合意を得ること。
 - (2) そのマテリアル等の提供が、大学の規程等に抵触しないことを確認すること。
 - (3)必要がある場合には、提供するマテリアル等の取扱い等について確認する文書を 相手方と取り交わすこと。
- 2 本部長は、教職員等が前項の行為を完了した後、他とマテリアル等提供契約を締結し、マテリアル等を提供するものとする。
- 3 前項のマテリアル等の提供によって、契約の相手先が非営利又は営利機関の違いによって契約内容を異なることができる。

(マテリアル等の受領)

- **第11条** 教職員等は、外部機関からマテリアル等の提供を受けようとする場合には、当該各号の事項を行わなければならない。ただし、そのマテリアル等が既に公開されたものであって、かつ、問題の生じないことが明らかな場合には、この限りではない。
 - (1) そのマテリアル等の提供を受けることについて、利害関係者の合意を得ること。
 - (2) そのマテリアル等の提供を受けることが大学の規程等に抵触しないことを確認すること。
 - (3)必要がある場合には、提供を受けるマテリアル等の取扱い等について確認する文書を相手方と取り交わすこと。

(提供奨励金)

第12条 大学は、マテリアル等を他に提供することにより収入を得たときは、その作製者に対し提供奨励金を支払うものとする。

2 前項の提供奨励金の支払いは、岩手医科大学職務発明規程第14条を準用する。この 場合において、「実施補償金」とあるのは「提供奨励金」と、「発明者」とあるのは「作 製者」と読み替えるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、リエゾンセンター運営委員会で審議の上、知的財産本部の 承認を得て、理事長が決定する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。